

機能強化計画の進捗状況(要約)

1. 15年4月から17年3月の全体的な進捗状況

鳥取県中部地区を営業エリアとして地域発展のために信用金庫としてどのような役割を果たすべきか、地域になくてはならない金融機関としてその認識を受けるためにはどのような金庫運営をするべきか等々の課題について創業以来取り組んできました。

丁度15年度から16年度にかけて実施された、リレーションシップバンキングの集中改善期間に当たり改めて地域の中小企業の再生に向けた取り組みを通じて活気ある企業・地域づくりが重要であると認識しており、そのためには金融機関の体力、体質をより強固なものにすることは当然であります。あわせてガバナンス、コンプライアンス態勢の徹底により、真に信頼のおける金融機関になることがリレーションシップバンキング推進の考え方であると理解し、あらゆる施策を推進してきました。

まず中小企業金融の創業、再生支援について、基本となるのは職員の「目利き能力」の向上であると考え、業界団体をはじめとする研修会等に参加するとともに、いち早く「融資審査レベル向上協議会」を立ち上げ、簿記、財務分析、再生支援アドバイザー等の資格取得を目指して研修の機会を多く設けたことにより、一定の成果を見ることができました。

その上で外部専門家や中小企業再生支援協議会等との連携を図ることにより再生や企業内容の改善に実績が出ており、また政府系金融機関との協調による「経営革新支援法」等の制度融資により異業種への進出や業態転換等の支援を行っております。

地域での行事・イベント、ボランティア活動等への企画、参加の他、地元で集めた資金は全て地元へ還元することを経営の目標として、高い預貸率や自己資本比率を維持することができました。

ガバナンスの強化においては役職員のコンプライアンスの徹底を図るため委員会の設置や研修等を行うとともに経営状況の半期ごとの開示の徹底、総代選任規定の整備等を行っております。また顧客への説明態勢、苦情処理等についても融資関係書式の見直しや規定整備とともに研修会等を実施しております。

2. 16年10月から17年3月までの進捗状況

基本的に当初の「リレーションシップバンキングの機能強化計画」沿って処々の課題に取り組んでおりますが、この期に具体的成果として現れた事項は、中小企業基盤整備機構、地域金融機関によって設立した企業再生ファンド、山陰中小企業再生支援投資事業有限責任組合に出資加入した。

また県中小企業再生支援協議会に支援要請した案件の計画書が出来上がり再生途上にあります。これらの対応もあわせて、要支援先としてリストアップした118先のうち106先について改善指導着手した結果、この期に4先がランクアップし合計で19先の改善実績を見ている。

3. 計画の達成状況

リレーションシップバンキングの柱である中小企業金融の再生に向けた取り組みについては、改善指導にあたる職員のレベルアップが重要と考え業界団体等の研修に参加するとともに「融資審査レベルアップ協議会」を立ち上げ、「目利き力」「企業再生支援能力」等の資格取得に挑戦させ、かなりの成果が見られた。また企業再生支援先の企業改善においても19先がランクアップした。

4. 計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題

集中改善期間中におけるリレーションシップバンキングの機能強化に向けた取り組みにおいては、最大限の努力により一定の成果が見られた期間であったと判断しておりますが、地方の経済状況は公共事業の大幅削減、価格破壊と県外資本による大型店の進出に寄る競争激化のなかで地元中小企業は厳しい状況が続いており、企業再生にはかなりの時間軸が必要と考えられる。

5. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
中小企業金融の再生に向けた取組み						
1. 創業・新事業支援機能等の強化						
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	「融資審査レベル向上協議会」を平成15年7月に設立し、融資審査能力向上を目的とした研修、スキルアップに取組む。	「融資審査レベル向上協議会」の研修スケジュールに沿って取組む。	「融資審査レベル向上協議会」の研修スケジュールに沿って取組む。	「融資審査レベル向上協議会」の研修スケジュールに沿って取組んでいる。その間研修成果を生かし資格取得、及び融資担当者会議を通じ実務研修に取組んでいる。	融資実務研修の継続、特に企業改善計画の策定に向けた研修に取り組んだ。また不動産登記法の変更等に対する研修を行った。	
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施						3.その他関連する取組み(別紙様式2)に記載

<p>(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画</p>	<p>産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携が発生すれば必要に応じて対応を行なう。「金融会議」は参加要請があれば積極的に参加し必要があれば検討し取組む。</p>			<p>「産業クラスター- サポート金融会議」(鳥取県幹事行・鳥取銀行)が3回開催され当金庫も出席、中小企業の技術開発・新事業の展開のために「中小企業経営革新支援法」に基づき中小企業金融公庫との協調で融資を行いました。その他新事業の展開に対して資金支援をしている。</p>	<p>「産業クラスター会議」がこの間に2回開催され参加した。現在のところこの会議に参加しているものの当地区では対象となる先が無いのが現状である。</p>	
<p>(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化</p>	<p>ベンチャーリンク社等と連携した研修により、新規創業意欲を湧き立たせると共に政府系金融機関との情報共有を図りながら必要があれば協調融資も検討したい。</p>	<p>・政府系金融機関との情報交換を密にする。</p>	<p>同左</p>	<p>・デフレ経済や公共事業の削減により、地元企業の業績低迷が長引く中、政府系金融機関と「業務連携協力契約」を結ぶとともに、新分野進出等に向けた制度融資対応により企業支援した。</p>	<p>・県中小企業団体中央会主催の「創業支援研修会」等に参加した。</p>	
<p>(5) 中小企業支援センターの活用</p>	<p>最近の事業は専門的且つ多様化しており創業支援や経営革新等を支援する上で、中小企業支援センターの協力が必要と考える。</p>	<p>・金庫内外に対して中小企業支援センター活用のPRを行う。 ・中小企業支援センターへの支援要請する先の検討を行う。</p>	<p>・中小企業支援センターの支援該当先に対して協力して支援推進する。</p>	<p>・中小企業支援センターの活用を図るべく支店長会議や外郭団体等の会でPRをしている。具体的には、建設業の合併や企業の経営改善等の支援を受けている。</p>	<p>・中小企業支援センターに再生支援要請していた小売業が、業態転換してめでたく新装オープンした。</p>	<p>・中小企業支援センターに金庫OBの派遣を行っており、当初2名であったが現在1名となっている。</p>
<p>2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化</p>						

(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	・地域内景況調査の続行 ・経営分析研修実施 ・ビジネスレポートの提供 ・しんきんふれ愛ネットへ登録の開始	・情報特急便システムへの登録を増加させる ・しんきんビジネスマッチングサービス会員の増強を図る ・会員へマッチング情報を配布する	財務分析の基礎知識となる簿記講座の開設(10回) 地域景況を継続して発行(四半期毎) ハンチャー講師による経営革新講座を開講	地域景況の継続発行 情報特急便システム登録情報を還元した	情報提供実績を継続し質を上げる。 職員のスキルアップを通してコンサルティング機能を提供する ビジネス・マッチングは外部団体と協調する。 全国的なマッチング情報を還元する	
(2) コンサルティング業務、M & A業務等の取引先企業への支援業務の取組み	当金庫はコンサルティング業務、M & A業務等を付随業務として位置付け手数料を徴求する方針ではないが、取引先企業に対する経営相談支援機能の一環として推進する。	・法律相談、税務相談等の継続 ・経営方針の策定アドバイスをする		法律相談、税務相談を継続実施。 経営改善策の策定等は融資業務を通して実施している。	法律相談、税務相談を継続実施。 経営改善策の策定等は融資業務を通して実施している。	外部専門家による相談業務の充実を図る。
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	別紙1、別紙2、別紙3参照					
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施						3.その他関連する取組みに記載
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	当地区に「地域金融人材育成システム開発プログラム」のプロゼクト的なものは無い。設立されれば積極的に参加する予定である。			「地域金融人材育成システム開発プログラム」等の動きは、現時点ではない。		
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	プリパッケージ型事業再生および私的整理ガイドラインによる再生については、先行事例はなく活用しない。経営改善指導を行うことにより商品の販売促進や遊休不動産の早期売却についての指導をする。	・債権対策委員会等で大口問題先について協議し方針を出す。 ・不動産情報の一元管理により売却促進を図る。 ・異業種を集めて研修会を開催する。	左の諸施策を実施する。	・債権対策委員会で大口問題先の分析、今後の取り組み等検討している。 ・各営業店から不動産の売却・購入希望情報を集め本部で一元管理しており、遊休不動産等の早期売却による再生効果も現れている。	左の諸施策を推進した。	・債権対策委員会の機動的活用 ・不動産情報一元管理・活用による遊休不動産の早期処分による債務減少を図る。 ・企業再生、経営改善の上で税理士等専門化との連携を図る。

(2)地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	鳥取県が主体となり検討段階に入っている企業再生ファンドについては参加要請があれば参加し勉強したい。	プロジェクトのスケジュールに沿って対応したい。	同左	・県中小企業再生支援協議会主催の勉強会で企業再生ファンドの必要性を認識し、加入契約した。	・企業再生ファンド出資約束金の一部金を払い込みした。	
(3)デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	零細・個人事業先が中心の金庫取引にあってはDESの活用は難しいと考えるが、DIPファイナンスについては必要に応じて検討したい。	現在1先民事再生法の申立企業があるが再生計画等未提出の段階である。必要があれば検討したい。	同左	・当庫取引先で民事再生申し立て企業が3先あるが、それぞれの資金繰りは自社で対応しており現在までDIPファイナンスの要請はない。必要があれば検討したい。	同左	
(4)「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用						
(5)産業再生機構の活用	当庫取引先には産業再生機構に再生支援を要請する程の企業は殆ど無く、産業再生機構の機能を有効に活用できるかどうかの検討にとどめたい。	現在の案件についてはメイン行の動向を注視しながら対応する。		・県中小企業再生支援協議会プロジェクトチームの協議案件の中で、産業再生機構の活用が検討されたが該当しなかったケースもある。	・県中小企業再生支援協議会の再生案件について、プロジェクトチームの一員として引き続き参加している。	・産業再生機構の活用にはいたらなかったものの、すでに再生に向けてスタートした先もある。
(6)中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	地域の活性化の上で企業再生は大きな問題であり、中小企業支援協議会、政府系金融機関との連携を念頭において支援して行く。	中小企業支援協議会に支援要請する案件の検討を行うと共に該当先があれば政府系金融機関とも連携して支援する。	同左	・県中小企業再生支援協議会の案件となった当地企業の大型倒産については一定の方向に進んでいるところである。 ・取引先企業の再生に向けて県再生支援協議会による再生計画書策定支援を受けた。	・取引先の再生に向けて、再生協議会の支援により再生計画書策定スタートしたところであるが、政府系金融機関からの再生支援融資の申し込み手続き中にある。	・県中小企業再生支援協議会と当金庫のパイプができており、さらに持ち込み案件案件を発掘したい。
(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施						3. その他関連する取り組みに記載
4.新しい中小企業金融への取組みの強化						

<p>(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方</p>	<p>・ローンレビューを徹底し、キャッシュフローを重視した融資審査態勢とした融資促進を図る。経営改善計画策定による改善指導、自己資本増強のための自己資金の調達を指導する。</p>	<p>大口与信先100社のモニタリングを半期毎(7月・12月基準)で実施する。(企業の実態把握、業況把握、見通等の協議)</p>	<p>大口与信先100社のモニタリングを半期毎(7月・12月)に実施する。(企業の実態把握、業況把握、見通等の協議)</p>	<p>・大口与信先100社のモニタリングを営業店と実施した。その方法は共通認識のために営業店と審査部・資産管理PTとでヒヤリングを実施して、企業実態把握、業況把握、今後の見通等を協議、検討した。</p>	<p>大口与信先100社のモニタリングを、7月自己査定結果をもとに平成16年10月実施した、併せて11月には担当職員向けに金融検査マニュアル別冊の改定及び企業再生支援の実状を基に、経営改善計画の策定方法について研修会を行った。</p>	
<p>(3)証券化等の取組み</p>	<p>売掛債権担保、保証制度の取組について保証協会と協調し推進する。証券化等の取組みは研修会を開催し活用について検討する。</p>	<p>証券化等の勉強会を開催する。利用先のリストアップ活用</p>	<p>取組み状況をチェックする。実績の検証と今後の対応の協議</p>	<p>保証協会と共催にて営業店個別訪問を行い売掛債権担保融資説明会を開催した成果もあり、保証協会表彰制度に基づく対象店舗が数店舗予想されている。地域中小企業再生ファンドについては、県内3金庫とも歩調を併せ16/12に参加した。</p>	<p>売掛債権担保融資制度の活用については、平成16年度積極的に取り組んだ。特に16/10以降力点を置いた。保証協会表彰制度に基づく表彰店舗として3店舗が現在のところ確定している。</p>	
<p>(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備</p>	<p>取引先の大半は、TKC会員の税理士が顧問をしており、財務諸表の精度を高めるためにTKC会員税理士と連携・協調して勉強会・研修会を開催する。</p>	<p>TKC全国会中部支部との連携商品を発売する。TKC会員税理士による勉強会を開催する。</p>	<p>TKC会員税理士による研修会を開催する。</p>	<p>TKC会員税理士と連携・強化を図り、取引企業の財務諸表が向上する目的で継続して研修会を開催し、併せてTKCアドバイスの推進に取組む。(16/9研修会を開催)</p>	<p>この間にTKCアドバイスの申し込みは無かった。今後も利用推進を継続する。</p>	
<p>(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用</p>	<p>信用格付制度を導入することが当面の課題である。多少時間を要するがSSC・信金中金の協力を得て、現在試行段階ではあるが導入・構築に向け取組んでいる。</p>	<p>信用格付制度の検討委員会を設置。当庫独自の信用格付制度の作成。信用格付導入スケジュールの作成。</p>	<p>信用格付導入向けスケジュールに沿って具体的な作業を行う。</p>	<p>平成16年3月にSSCより説明を受け4月SSCと契約、6月よりスタート、現在試行期間として本店営業部より20先を選定し進めている</p>	<p>担当部署(審査部、サブは資産管理PT)において試行モデル店(本店営業部)を対象に登録・試行(20先)を行った。</p>	
<p>5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化</p>						

(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	金庫の説明責任を果せる態勢作りを目的に、諸規定・書式の整備とともに、職員のレベルアップのための施策を行う。	説明責任を果す職員の養成とともに、差入れ方式の融資関係の書式を見直す。また、金庫の態勢作りを行う。	職員の経営相談、経営改善等に対する取組を定着させリレーションシップ・バンキングの機能を具現化する。	・融資関係書式の改定を行うとともに、説明責任を果たすために、役職員の認識の向上のための研修を行った。	・目的に応じた通信教育、資格試験の受験を勧奨するとともに、研修会を継続実施している。	
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	「鳥取地域金融円滑化会議」に積極的に参加し、会議内容をコンプライアンス委員会・支店長会議等で周知徹底する。	四半期毎の開催に参加し積極的に意見交換する。コンプライアンス委員会・支店長会議で周知徹底する。	四半期毎の開催に参加し積極的に意見交換する。コンプライアンス委員会・支店長会議で周知徹底する。	「鳥取県地域金融円滑化会議」の指導のもとに、金庫内の会議の機会を捉え説明を行っている。	鳥取地域金融円滑化会議に2回参加(第7回、8回)	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	苦情・相談・要望等について、誠意ある対応を行うとともに、それらの分析と調査の結果を庫内に還元し金庫業務の改善と態勢強化に努める。	苦情処理規程と対応方法に関する認識の徹底をはかり、再発防止策の研修を実施する。	苦情等の多い業務分野について原因を分析し、未然防止のため、専門的な研修と対策を実施する。	苦情処理規程の見直しを行うとともに、より具体的な「苦情対応の手引き」を定めて迅速かつ誠意ある対応を心がけると共に、各種会議において苦情等の受付状況を報告し再発の防止と認識の向上を図ってきた。	申出のあった苦情等については、庫内で周知を図るとともに再発の防止策を協議するなど認識向上に努めている。	
6. 進捗状況の公表	3月・9月の決算期を基準に、推進状況を7月・12月に当金庫ホームページを通じて公表する。	12月公表を予定	16年9月、11月にホームページを通じて公表した。	16年9月、11月にホームページを通じて公表した。	今後ともホームページを通じて公表していく。	今後とも継続して公表していく。

【以下任意】

各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1. 資産査定、信用リスク管理の強化						

(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	・検査マニュアルをはじめとする自己査定の勉強会の頻度を増やしたり財務分析等の資格取得をスケジュールに沿って行わせる。	・自己査定研修会開催 ・財務分析等の資格取得させる。	同左	・業界団体等の主催する企業再生支援や改正金融検査マニュアルに伴う勉強会等に参加するとともに、庫内での伝達研修を行った。あわせて「融資審査レベル向上協議会」を立ち上げ、その計画に沿って各種資格試験取得に挑戦させている。 ・15年12月30日付にて貸出条件緩和債権の該当基準および基準金利算出方法を定めた。	・金庫内で企業再生支援や改正金融検査マニュアルの勉強会を開催した。 ・16年12月22日付にて16年度の貸出し条件緩和債権基準金利の見直しを行った。	・業界団体等主催の研修会に参加するとともに、庫内でフィードバックしている。 ・財務分析、簿記検定等の資格取得に挑戦させ成果があった。
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	担保評価はほぼ適正に運用されているが、破綻懸念先以下の償却・引当が発生する先については、適切な担保評価が特に重要でありより厳格な評価をするよう指導する。	必要に応じて担保評価要領を改訂する。	同左	土地は基準地価格の変動率を参考にして変動価格等を考慮した評価であり毎年見直している。建物評価は原価法を採用している。	同左	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	今後とも継続してディスクロージャー誌及びホームページで公表する。			・ディスクロージャー誌、ミニディスクロージャー誌、地元紙、ホームページ等で公表した。	同左	既に14年度分から公表しており、17年度以降についても公表することとしている。
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と総合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	信用格付制度導入スケジュールに沿って検討し信用リスクデータの蓄積、金利設定のための内部基準の整備等に取組む。	信用格付制度導入スケジュールに沿って検討。進捗状況等をチェックし収益管理態勢の整備を検討する。	信用格付制度導入スケジュールに沿って検討。進捗状況等をチェックし収益管理態勢の整備を検討する。	信用リスクデータの蓄積等の対応は信金中金研究所主催システムに加入し検討の段階であるが、格付についてはまだ試行段階である。収益管理についてはALM委員会での収益予測等を検討する中で常に金利設定について協議している。	現段階ではALM委員会で収益管理、それに伴う預金金利及び貸出基準金利の決定が主である、委員会を適宜行うことにより対応している。	
3. ガバナンスの強化						

(2) 半期開示の実施	今後においても実施する。			平成15年3月期・9月期、16年3月期・9月期開示した。	16年9月期開示した。	今後とも継続して実施していく。
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	今後においても外部監査を継続。			当金庫は、外部監査対象金融機関であり実施している。	当金庫は、外部監査対象金融機関であり実施している。	今後とも継続して実施していく。
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	現在の総代選考基準で問題がないか検討し最終的には総代会の仕組み、総代の役割・選考基準等ディスクロース誌に記載する。また、今以上に外郭団体を通じて会員の意見を聴取し、金庫経営に反映させる。	ディスクロース誌に掲載する内容・方法を検討し、確定させる。	確定した開示内容をディスクロース誌に掲載する。	総代選考基準や選考手続きの透明化のため「総代選任規定」改定を検討し、16年4月1日付で改定した。	総代との懇談会を4区に分けて10月～11月にかけて開催した。	今後とも継続して実施していく。
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	今後も当金庫の経営改善、経営の効率化、針策定に継続して役立てる。			信金中金等の財務諸表分析を経営指針として参考にしていく。	信金中金等の財務諸表分析を経営指針として参考にしていく。	今後とも継続して活用していく。
(3) 経営(マネジメント)の質の向上に向けた取組み						
4. 地域貢献に関する情報開示等						
(1) 地域貢献に関する情報開示	金融業務を通じ持続的・地域社会実現のため、どう取り組んでいるかの視点でディスクロース誌を行っていく。	情報開示様式の検討と併せ、下期にはディスクロース誌を行う。講演会を開催し、営業活動及び経営内容のディスクロースを行う。	様式の再検討を行いながらディスクロース誌の発行を行う。	平成15年3月期・9月期、16年3月期・9月期ディスクロース誌、ホームページで情報開示した。	平成16年9月期、ミニディスクロース誌及びホームページで開示した。	今後とも継続して公表していく。
5. 法令等遵守(コンプライアンス)						
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止						3.その他関連する取組み(別紙様式 2)に記載

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

項 目	具体的な取組み	進捗状況	
		15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
1-1-(2) 企業の将来や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	業界団体主催の研修会に参加すると同時に、金庫独自の取組みとして「融資審査レベル向上協議会」を立上げ、職員をレベル毎に分類し、財務知識・分析に関する資格を取得させることにより全体のレベル向上を目指す。	・15年8月以降毎週土曜日を知識の勉強会として自主学習会、資格試験の受験 ・日商簿記3級取得を目指し、外部講師による勉強会、自主学習により日商簿記3級を受験した。(合格者28名) ・外部研修への参加(企業再生支援講座・目利き研修講座・貸出審査能力養成講座他)	・日商簿記3級 ・銀行業務検定試験の受験(法務3級・4級、コンプライアンス2級、財務3級、経営支援アドバイザー-2級、税務3級) ・全信協実務試験(初級・上級)
1-2-(4) 中小企業支援スキル向上を目的とした研修の実施	業界団体の研修スケジュールに沿って、中小零細企業の支援スキル向上のために全国信用協会、中国地区信用金庫協会主催の外部研修に積極的に参加する。融資審査能力向上のために、外部講師による研修会や顧問公認会計士、税理士による勉強会を開催する。	業界団体の研修スケジュールに沿って、中小零細企業の支援スキル向上のために全国信用金庫協会、中国地区信用金庫協会主催の外部研修等積極的に参加した。融資審査能力向上のために、外部講師による研修会や顧問公認会計士、税理士による勉強会を開催した、併せて審査部・PTによる金庫内部の企業経営改善指導能力を高める研修会を開催した。	・休日を利用してスキルアップの勉強会を開催し、各種資格試験に挑戦した。 ・融資担当者に対して企業改善計画書策定の研修会を開催した。
1-3-(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	・業界団体等の主催する研修会等に参加すると共に庫内での研修会を開催する。 ・平成15年7月に立ち上げた「融資審査レベル向上協議会」のスケジュールにより、財務、簿記、経営支援アドバイザー等の資格取得させる。	・業界団体の主催する「企業再生支援実践セミナー」等に再生担当をはじめとして参加させた。 ・庫内で経営改善計画作成についての勉強会を開催するとともに「融資審査レベル向上協議会」のスケジュールに従って各種資格取得に挑戦させ、かなりの成果があった。 ・「企業再生支援要領」の策定するとともに要再生支援先118先をリストアップ、うち106先について改善取り組みし集中改善期間の合計で19先がランクアップした。	・「融資審査レベル向上協議会」のスケジュールに従い各種資格試験に挑戦させ成果があった。 ・要再生支援先のうちこの期に4先がランクアップした。
- 5 行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	・コンプライアンス委員会等における不祥事件未然防止策の研修会の継続実施。 ・本部各部による個別業務のコンプライアンス研修の実施による顧客等からの苦情発生未然防止。 ・自店検査において、コンプライアンス委員、部長が実施するコンプライアンス・チェックの有効性の確保、自店研修の継続。 ・コンプライアンス・オフィサー試験による職員の資質の向上。	定例の委員会開催の他、毎月の自店検査を行っている。また、認識向上の為、各店の自主研修を実施するほか、委員会を開催して認識の統一と向上をはかった。また、監査室によるコンプライアンス監査を開始したほか、個人情報保護法施行に関係したコンプライアンス研修についても開催した。	・監査室によるコンプライアンス監査を実施。 ・コンプライアンス・チェックリストは本部職員用と営業店職員用の二種類を定めてより実態に即した自主検証となるようにした。 ・個人情報保護に対する認識向上を目的に、コンプライアンス委員会で研修会を開催し4月からの法律施行に備えてきている

(備考)別紙様式1による個別項目の計画数・・・30

中小企業金融の再生に向けた取組み

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		<ul style="list-style-type: none"> ・「融資審査レベル向上協議会」にて職員の財務分析・再生支援能力のアップを目指す。 ・健全債権化の可能性のある先のリストアップを行う。 ・健全債権化の対象先の改善策などの検討を行う。 ・当金庫の中小企業診断士・公認会計士・税理士・中小企業支援センター等との連携を図る。
スケジュール	15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体主催の「企業再生支援講座」等に参加する。 ・「企業再生支援実施要領」の策定を行う。 ・各営業店にて健全債権化の可能性のリストアップを行う。 ・健全債権化可能先の改善策の検討を行う。
	16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・上記施策を継続実施しながら債務者区分のランクアップを支援する。 ・取組体制の状況や実績等の開示をする。
備考(計画の詳細)		<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が主催する企業再生支援セミナー等に積極的に参加すると共に、参加者を講師として庫内での研修を実施する。 ・企業再生支援のための実施要領を作成し、対象債務者の規準等を明確にして取組むこととしている。

進 捗 状 況	(1)経営改善支援に関する 体制整備の状況(経営 改善支援の担当部署を 含む) 15年4月～17年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年 4 月から企業再生担当を置いているが、リレーションシップ バンキングの集中改善期間に当り、より活発な対応としている。 ・業界団体等による経営支援等の研修に計 4 回、延べ 6 人を派遣して いる。 ・15 年 8 月には当庫取引先 200 名を一堂に集めて、企業内容改善、債 務者区分ランクアップのために経営者の意識改革と長期計画策定の必 要性について指導した。 ・「再生支援実施要領」を策定すると共に要支援先リスト 118 先をリスト アップし改善指導に着手し、19 先の実績が出ている。 ・15 年 12 月には、TKC 税理士会との改善計画書作成等の勉強会に 1 5 名参加。 ・16 年 3 月には、融資担当者向け庫内研修会で、経営改善計画書の 作成方法、金融検査マニュアル別冊の改訂について研修した。 ・16 年 3 月には、自己査定基準の一部改正をした。 事務ガイドラインの一部改正に伴う「貸出条件緩和債権の該当規準 および基準金利について定めた。
	16 年 4 月～17 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・4 月、中信協主催の企業再生支援講座に 1 名派遣。 ・5 月、全信協主催の目利き力要請講座に 1 名派遣。 ・7 月、融資担当者向け庫内研修会で、リレーションシップバンキングに ついて研修。

経営改善支援の取組み実績

倉吉信用金庫

【15年4月～17年3月】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者 区分が上昇した先数	のうち期末に債務者 区分が変化しなかった先
正常先		1,032	7		6
要 注 意 先	うちその他要注意先	140	79	17	55
	うち要管理先	14	12	0	10
破綻懸念先		17	8	2	3
実質破綻先		33	0	0	0
破綻先		21	0	0	0
合 計		1,257	106	19	74

注) 期初債務者数及び債務者区分は15年4月当初時点で整理

- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
- ・ には、当期末(17年3月末)の債務者区分が期初(15年4月当初)より上昇した先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるものの には含めない。
- ・期初(15年4月当初)の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末(17年3月末)に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
- ・期初(15年4月当初)に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については
(仮に選定時の債務者区分が期初(15年4月当初)の債務者区分と異なっていたとしても)期初(15年4月当初)の債務者区分に従って整理すること。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
- ・ には、期末(17年3月末)の債務者区分が期初(15年4月当初)と変化しなかった先数を記載。
- ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

経営改善支援の取組み実績

倉吉信用金庫

【16年度(16年4月～17年3月)】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が		
			上昇した先数	変化しなかった先	
正常先	912	9		8	
要注意先	うちその他要注意先	165	77	14	57
	うち要管理先	21	12	0	11
破綻懸念先	21	7	2	3	
実質破綻先	51	0	0	0	
破綻先	37	1	0	1	
合計	1,207	106	16	80	

注) ・期初債務者数及び債務者区分は16年4月当初時点で整理

- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
- ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるものの には含めない。
- ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
- ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については
(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
- ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
- ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。